

● 突出し広告（建造物を利用した広告物）の許可基準

地域等		許可がいないもの	許可を得て表示できるもの
自家広告物	禁止地域	1 広告物の表示面積は、3㎡以下 2 上端の高さは壁面の高さ以下 3 壁面からの突出し幅は1m以下 4 道路に突き出さないこと。 (別表第2第1号)	1 広告物の表示面積は、6㎡以下 2 上端の高さは壁面の高さ以下 3 壁面からの突出し幅は1.2m以下 4 道路に突き出る場合は、下端の高さが、歩道の路面から3m以上、車道の路面から4.5m以上 (別表第1第2号)
	許可地域	1 上端の高さは壁面の高さ以下 2 壁面からの突出し幅は1.2m以下 3 道路に突き出さないこと。 (別表第2第1号)	1 上端の高さは壁面の高さ以下 2 壁面からの突出し幅は1.2m以下 3 道路に突き出る場合は、下端の高さが、歩道の路面から3m以上、車道の路面から4.5m以上 (別表第1第1号)
一般広告物	禁止地域	一般広告物は、禁止地域には表示（設置）できません。（適用除外を除く）	
	許可地域	一般広告物は、許可を得て設置（表示）してください。（適用除外により許可不要なものを除く）	1 上端の高さは壁面の高さ以下 2 壁面からの突出し幅は1.2m以下 3 道路に突き出る場合は、下端の高さが、歩道の路面から3m以上、車道の路面から4.5m以上 (別表第1第1号)

※「突出し広告」の申請は、原則として「建物のオーナー」が行ってください。

